13章　秘密保持契約（NDA）　　第Ⅳ部　類型

有効期間と存続条項

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　この条項は何をしているのか

1　契約の有効期間と、秘密保持義務の存続期間は別

契約の有効期間は、開示された秘密情報の保持等について期間を設けるためのもので、NDAには必ず置かれる条項です（注1）。有効期間の定めがあれば、受領当事者はその期間中、継続して秘密保持義務を負います（注2）。

書かなければどうなるかも押さえておきます。有効期間の定めがないNDAは、期間の定めのない契約として、当事者の一方があらかじめ合理的な期間をおいて解約を申し入れれば、将来に向かって一方的に終了させられると解されるおそれがあります（注2）。**期間を書かないことは、無期限に守られることを意味しません。**

有効期間の条項には、もう一つの役割があります。有効期間が満了したあとも効力を残す条項を決めることです（注2）。取引の検討段階で結ぶNDAでも、返還・破棄、損害賠償・差止め、誠実協議、紛争解決といった条項は、終了後に問題になりうるので、満了後も効力を持つと書いておく必要があります（注2）。

そこで、問いは二つに分かれます。契約がいつ終わるか（有効期間）と、終わったあとに何がいつまで残るか（存続）です。検討段階のNDAでは、有効期間そのものが秘密保持義務の期間になることが多く（注2）、取引を実際に行う段階の契約に秘密保持条項を置くときは、契約の終了後も少なくとも一定期間、秘密保持義務を残す必要がないかを検討します（注3）。秘密保持義務について、契約が終わった時点で秘密情報が第三者に開示されると困るなら、残すべきです（注3）。

存続期間の定め方の一般論は別稿「秘密保持義務の内容と存続期間：無期限を求められたときの返し方」が、どの条項を残すかの一般論は別稿「どの条項を残すか：ほとんどは確認、ときどき創設」が扱います。本稿は、NDAで固有に問題になる点に絞ります。

二　よくある条項例

NDAでよく見る形は、次のとおりです。

> （有効期間）
> 本契約の有効期間は，本契約の締結の日より３年間とする。ただし，第●条の規定は，本契約終了後も有効に存続するものとする。（注4）

有効期間の始期は、通常は契約締結時です（注1）。ただ、締結前に情報を開示しているなら、その情報にも保護を及ぼす手当てが要ります。開始日を情報開示日に遡らせるなどの対応です（注1）。この点は別稿「秘密情報の定義」が扱います。

有期とする場合は自動更新を付けることも、合意でそのつど延長することもできます。取引の検討を目的とするNDAでは、検討の期限を双方が認識する意味もあって自動更新を付けないことが多く、今後の具体的な取引のためのNDAでは付ける例が多いようです（注2）。

三　問題点

1　無期限にすると管理できない

相当長期にわたって陳腐化が想定されない情報なら、無期限ということも理論的にはありえます（注2）。ただ、秘密情報の種類・内容や義務の範囲など他の要素との総合考慮ではあるものの、秘密保持義務をあまりに長期間とすることが合理性を欠く場合には、その定めの効力が否定されることもありえます（注2）。受領当事者は、秘密情報として管理できる範囲で受け入れられる年数を検討します（注2）。

無期限が受領当事者にとって重いのは、管理の負担が終わらないからです。担当者が異動し、案件が終わり、資料の所在が分からなくなっても、義務だけは残ります。5年後、10年後に、どの情報がこのNDAの対象だったかを特定できなければ、守ることも、守ったと示すこともできません。

開示当事者の側から見ても、無期限が得とは限りません。守られない約束を取るより、期間を切って確実に守らせ、とくに長く守りたい情報だけを別に扱う方が、実効性があります。無期限を求められたときの対応は、別稿「秘密保持義務の内容と存続期間：無期限を求められたときの返し方」が扱います。

2　情報の陳腐化の速さと期間が合っていない

開示当事者は、情報が陳腐化して利用価値がなくなる程度の年数を有効期間として希望するのが通常です（注1）。つまり期間は、取引の長さからは決まりません。情報の寿命で決まります。

有効期間を一律に3年とするNDAで、3年で価値がなくなる見積書と、10年は競争力を保つ製造条件を同時に渡せば、前者には長すぎ、後者には短すぎます。情報によって寿命が大きく違うなら、期間も分けて書きます。

存続期間を書かないことの危険を示す判決もあります。販売代理店契約の機密保持条項が契約終了後も存続すると定めていたものの、その期間を定めていなかった事案で、東京地判令和6年10月10日は、次のように述べました。

> 本件契約上、機密保持義務については契約終了後も存続する旨の規定が存するところ（15条6項、21条）、同条にはその存続期間に関する定めがないことなどに鑑みると、そもそもその効力につき疑義なしとしない。（注5）

判決は続けて「その点を措くとしても」として損害の発生を否定しており、効力を否定したわけではありません（注5）。それでも、期間のない存続規定に裁判所が疑問を示したことは、期間を書いておく理由になります。

3　本契約に移行した場合の扱い

検討段階のNDAを結んだあと本契約に進むと、同じ情報について、NDAと本契約の秘密保持条項が並びます。放っておくと、NDAの有効期間が先に切れて本契約の検討段階の情報が保護から外れる、逆に、本契約の完全合意条項でNDAが消えたのか残ったのか分からなくなる、ということが起きえます。

取引の継続中に秘密保持の期間が切れないようにする点は、別稿「秘密保持義務の内容と存続期間：無期限を求められたときの返し方」が扱っています。NDAの側では、本契約を結んだときにこのNDAをどうするかを、NDAか本契約のどちらかに書いておきます。NDAと本契約の関係は別稿「秘密保持契約が必要になる場面と、種類・方式」も扱っています。完全合意条項の効き方は、別稿「完全合意条項の機能：交渉経緯の遮断は、自分にも効く」が扱います。

四　改善例

三の1〜3を織り込むと、次のようになります。開示当事者と受領当事者のどちらの立場でも出発点にできる形です。

> 第〇条（有効期間）
> 1　本契約の有効期間は、本契約の締結日から〇年間とする。
> 2　第〇条（秘密保持）および第〇条（目的外使用の禁止）の規定は、本契約の終了後〇年間、効力を有する。ただし、開示当事者が開示の際に書面で指定した情報については、当該情報が第〇条（秘密情報の除外）各号のいずれかに該当するまでの間、効力を有する。
> 3　当事者間で本取引に関する契約（以下「本取引契約」という）を締結した場合、本契約に基づいて開示された秘密情報の取扱いは、本取引契約に別段の定めがない限り、本契約による。
> 4　第〇条（破棄または返還）、第〇条（損害賠償）、第〇条（差止め）および第〇条（紛争解決）の規定は、本契約の終了後も効力を有する。

2項ただし書が、情報の寿命に合わせて分ける部分です。受領当事者としては、指定できる情報の範囲と、指定の方法を確かめます。4項に差止めの条項を入れているのは、中止の請求の条項が存続条項から漏れていたことが差止めを否定する理由の一つになった事案があるためです（注5）。この点は別稿「損害賠償と差止め」が扱います。

五　書き分けの分岐：開示側は長く、受領側は短く

論点	受領当事者として	開示当事者として
有効期間	秘密情報として管理できる年数に収める	情報が陳腐化するまでの年数を求める
長く守りたい情報	指定できる範囲と方法を限る	開示時に書面で指定し、期間を分ける
無期限の要求	効力が争われうること、管理できないことを理由に期間を提案する	本当に無期限が要る情報に絞る
終了後に残す条項	秘密保持の残存期間を確かめる	返還・破棄、損害賠償・差止め、紛争解決を残す
本契約への移行	二重の義務にならないよう関係を書く	検討段階の情報が保護から外れないよう関係を書く

（1行目の根拠は注1・注2、3行目は注2、4行目は注2・注3）

取引先とのNDAに期間を書いても、自社の従業員が同じ情報を持って退職すれば、別の問題になります。従業員との関係は、別稿「従業員との秘密保持契約と就業規則」が扱います。

参考文献等

（注1）森本大介＝石川智也＝濱野敏彦編著『秘密保持契約の実務――作成・交渉から営業秘密／限定提供データの最新論点まで〔第2版〕』（中央経済社、2019）60頁

（注2）前掲注1・61頁

（注3）前掲注1・61～62頁

（注4）前掲注1・60頁の記載例2-10

（注5）東京地判令和6年10月10日（令和4年（ワ）第8300号、裁判所ウェブサイト）

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/nda-yuko-kikan-sonzoku-joko/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「有効期間と存続条項」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。